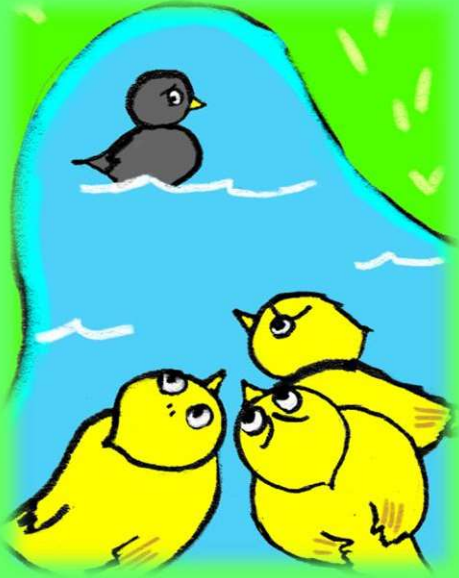


わたしたちは、自分がされて
いやなことは他の人にしません。

～高崎市いじめ防止こども宣言～



侮辱

悪口を言うこと

—ぶじょく—



暴行

なぐったり、けったりすること

—ぼうこう—



傷害

—しょうがい—

人をきずつけること

犯罪行為にあたるいじめがお
きた場合には、学校は警察に
相談・通報することが「いじめ
防止対策推進法」で決められ
ています。

高崎市教育委員会

再確認!

保護者の皆様へ

「いじめ防止対策推進法」第9条では、「保護者は、保護する児童等がいじめを行うことのないよう、規範意識を養うための指導を行う」といじめ防止に向けた保護者の役割が明記されています。この法律では、**いじめが犯罪行為に相当すると考えられる場合、学校は警察に相談・通報し、連携して対処することも定められています。**

犯罪行為に相当すると考えられるいじめの例



暴行

- 同級生を繰り返し殴ったり蹴ったりする。
- 無理やりズボンを脱がす。



傷害

- ハサミ等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。



脅迫・強要

- 本人の裸などが写った写真・動画をネット上で拡散すると脅す。
- 無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。



恐喝

- 現金を巻き上げたり、オンラインゲームのアイテムを購入させたりする。



窃盗

- 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。
- 友達の財布から現金を盗む。



器物破損

- 友達の自転車を壊す。
- 制服をカッターで切り裂く。



自殺関与

- 同級生に対して「死ぬ」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決定して自殺した。



名誉毀損・侮辱

- インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、悪口を書く。



強制わいせつ

- 断れば危害を加えると脅し、体を触る。

犯罪行為に相当するいじめについては、「いじめ防止対策推進法」で警察と連携して対処するよう定められています。

警察への相談通報の目的は二つあります。一つは、**いじめの被害を受けた子どもの命や心身、財産を守るため**です。学校は、いじめを受けた子どもを徹底して守るために、警察と連携することで被害の拡大や再発、不登校等の二次被害の防止に努めます。

もう一つが**いじめをしてしまった子どもが適切な指導を受けることで今後過ちを犯さず、健全に成長できるよう支援するため**です。いじめをしてしまう背景には、心理的ストレスや学校でのトラブル、交友関係での悩みなどが隠れている可能性があります。学校はいじめの再発を防止するために、警察や関係機関と連携して子どもたちの成長を促す指導に努めます。

いじめの相談窓口

○いじめ・SNS電話相談 (高崎市) 027-321-1359 ○子ども教育相談室 (群馬県) 0270-26-9200

いじめ防止対策
推進法リーフレット
はこちら

